

香川県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第38号

香川県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成24年香川県条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(園路及び広場)

第2条 出入口に係る条例第2条第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。
- (2) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。
- (3) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (5) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。第4項第8号及び第6条第3項第6号キを除き、以下同じ。）を併設すること。
- (6) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

2 通路に係る条例第2条第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。
- (2) 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

- (4) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (5) 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分が設けられていること。
- (6) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- (7) 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんであること。
- (8) 排水溝を設ける場合においては、溝蓋は、つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。
- (9) 縁石の切下げ部分は、幅120センチメートル以上とし、縁石と園路面との段差を2センチメートル以下とし、すりつけ勾配を8パーセント以下とすること。
- (10) 必要に応じて手すりが設けられていること。

3 階段に係る条例第2条第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (3) 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 踏面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (5) 踏面の端部とその周辺の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする事等により段を識別しやすいものとする事。
- (6) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- (7) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (8) 傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

4 傾斜路に係る条例第2条第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。
- (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。

- (4) 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。
- (5) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられている事。
- (6) 手すりが両側に設けられている事。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (7) 傾斜路の両側には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり部が設けられている事。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (8) 傾斜路は、その踊場及びその周辺の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする事等によりこれらと識別しやすいものとする事。

(屋根付広場)

第3条 条例第3条第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
- (2) 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(休憩所及び管理事務所)

第4条 条例第4条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
- (2) 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (4) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第5条 条例第5条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。
- (2) 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (4) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- (6) 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (7) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

2 条例第5条第1項第3号の規則で定める数は、当該野外劇場及び野外音楽堂の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数とする。

3 条例第5条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。
- (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

(駐車場)

第6条 条例第6条第1項の規則で定める数は、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数とする。

2 条例第6条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる第2条第1項の出入口又は条例第2条の園路及び広場から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路（次項各号に掲げる基準に適合する通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けられていること。

(2) 幅は、350センチメートル以上とすること。

(3) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示を、立看板等の見やすい方法により表示すること。

3 条例第6条第3項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 段を設ける場合においては、当該段は、第2条第3項各号（第2号及び第8号を除く。）に掲げる基準に準じたものとする。

(3) 排水溝を設ける場合においては、溝蓋は、つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。

(4) 幅は、120センチメートル以上とすること。

(5) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所が設けられていること。

(6) 高低差がある場合においては、次に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

ア 幅は、120センチメートル（段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。

イ 縦断勾配は、8パーセント（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、12.5パーセント）を超えないこと。

ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

エ 傾斜路のうち、縦断勾配が8パーセントを超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、縦断勾配が5パーセントを超える傾斜がある部分には、手すりが設けられていること。

オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

カ 縁端部には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁が設けられていること。

キ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路等との色の明度、色相又は彩度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

(便所)

第7条 条例第7条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

(3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 条例第7条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(2) 前号アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(3) 第1号アの便房は、次に掲げる基準に適合するものあること。

ア 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

イ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

ウ 次に掲げる基準に適合する水洗器具が設けられていること。

(ア) 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。

(イ) 両側に手すり又はこれに類するものが適切に配置されていること。

(ウ) 水栓器具は、容易に操作することができるものとする。

エ 前号（同号ア（ウ）を除く。）に掲げる基準に適合するものであること。

(4) 第1号イの便所は、次に掲げる基準に適合するものあること。

ア 出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

イ 第2号（同号ア（ウ）を除く。）並びに前号イ及びウに掲げる基準に適合するものであること。

（掲示板及び標識）

第8条 掲示板に係る条例第9条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 標識に係る条例第9条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとし、必要に応じて図、記号又は外国語による表示を行うこと。

(2) 必要に応じて次に掲げる方法により視覚障害者に配慮した設備が設けられていること。

ア 文字等の浮き彫り

イ 音声による案内

ウ 点字並びにア及びイに類するもの

（特定公園施設に設ける改札口及び券売機）

第9条 改札口に係る条例第11条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(3) 自動改札機を設ける場合においては、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を容易に識別できる方法で表示すること。

2 券売機に係る条例第11条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 金銭投入口及び操作ボタンその他の操作部分は、高さ等について、車椅子使用者の利用に配慮したものとすること。

(2) 前条第2項第2号アからウまでに掲げる方法により金銭投入口及び操作ボタンその他の操作部分並びに操作方法を視覚障害者に示すための設備が設けられていること。

(3) 券売機の前方向又は横方向は、車椅子使用者が接近できる水平面を確保すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。